

平成29年4月からの

# 保育園・幼稚園・幼児園の入園案内

市立保育園・法人立保育園・市立幼児園（中・長時部）

## ■対象年齢

- 市立保育園・幼児園（中・長時部）：0歳児（生後6か月後）～5歳児
- 法人立保育園：0歳児（生後3か月後）～5歳児

## ■対象者

入園希望月の一日に、本市に在住し、市民として登録がある人

## ■入園基準（保育の必要性）

入園希望月に次の①～⑩のいずれ

- ① 1か月あたり64時間以上の就労を常態としている
- ② 妊娠中である、または出産後間がない
- ③ 疾病にかかり、または障がいを持っている
- ④ 同居または長期入院などしている親族を常時介護・看護している
- ⑤ 自己の災害復旧に当たっている
- ⑥ 求職活動を継続的に行っている
- ⑦ 就学している
- ⑧ 虐待のおそれがある
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である（出産後1年まで）
- ⑩ 市長が認める①～⑨に類する状態にある

## ■保育時間（保育の必要性）

保育の必要性の認定を行う場合、同時に保育の必要量（保育標準時間・保育短時間）について認定を行います。

市では、平成29年度から「子ども・子育て支援新制度」にあわせて保育時間を改正します。

## 【改正点】

- 市立保育園・幼児園：中時部の保育開始時間が変わります。

- 法人立保育園：午前7時30分から午後8時から新たに「保育短時間認定」を設けます。



園名	区分	電話番号
金勝第1幼児園	市立	558-0250
金勝第2保育園	市立	558-0068
葉山幼児園	市立	552-0079
葉山東幼児園	市立	553-9102
治田保育園	市立	552-1079
治田東幼児園	市立	554-0054
治田西幼児園	市立	553-4651
大宝西保育園	市立	553-6990
こだま保育園	法人立	554-5262
グランマの家保育園	法人立	554-1744
こだまふれんど保育園	法人立	554-3239
治田西カナリヤ第三保育園	法人立	553-3907
こだま乳児園	法人立	554-0581
大宝カナリヤ保育園	法人立	552-2088

▶市立保育園・法人立保育園・市立幼児園（中・長時部）

## 【就労時間の目安と保育時間】

保育必要量	保育の必要性	保育時間（公立保育園の場合）
保育短時間	1か月の就労時間が、64時間以上120時間未満	8時から16時まで ※7時30分から8時および16時以降の利用は、延長保育料がかかります。
保育標準時間	1か月の就労時間が、120時間以上	7時30分から18時30分まで ※お迎えが18時30分以降になった場合は、延長保育料がかかります。

※就労時間は目安で、通勤時間も考慮し認定します。

	保育標準時間認定（最長11時間）	保育短時間認定（最長8時間）
公立保育園・幼児園	7時30分～18時30分（長時部）	8時～16時（中時部）
法人立保育園	7時～18時	保育園により異なります（詳しくは申込書に記載）

※原則的に保育を受けることができるのは、上記の時間に関わらず、就労などで保育が必要な時間です。  
※上記の時間を超えると、延長保育料がかかります。

**市立幼稚園・市立幼児園（短時部）**

■対象年齢  
3歳児～5歳児

■対象者  
申込書提出時に、本市に在住し、市民として登録がある人

■申込み受付

乳幼児数の増加に伴い、限られた施設を有効に活用するため、就学を控えた4・5歳児の入園を優先することとします。このため、3・4・5歳児の入園申込みを10月に一斉に受け付け、先に4・5歳児のクラス数を決定します。

その後、各園における残りの保育室の状況に応じて3歳児の受け入れを行います。申込み人数が3歳児の受け入れ数を超えた園への入園については、その園に申込みをされた当該通園区域内の全ての3歳児を対象として抽選を行います。抽選となった場合は、10月末日までに郵送にて通知します。抽選がない場合は、通知はしません。

抽選日は、申込書をご覧ください。市ホームページにも掲載します。なお、抽選の結果、入園できない

かった人は、通園区域外で受け入れ可能な園を選ぶことも可能です。

園名	電話番号
金勝第1幼稚園	558-0250
葉山幼児園	552-0079
葉山東幼児園	553-9110
治田幼稚園	552-2756
治田東幼児園	552-1717
治田西幼児園	553-4641
大宝幼稚園	552-1698
大宝幼稚園分園	551-5242
大宝西幼稚園	553-3788

▶市立幼稚園・市立幼児園（短時部）

**利用者負担額（保育料）**

保育園・幼稚園・幼児園の平成29年4月から8月までの利用者負担額は、子どもの各扶養義務者の平成28年度の市町村民税額の合計額により算定します。

平成29年9月から平成30年3月までの利用者負担額は、子どもの各扶養義務者の平成29年度の市町村民税額の合計額により算定されます。詳しくは、申込書をご覧ください。

※市立保育園、幼児園（中・長時部）、法人立保育園は、いずれに入園しても、同じ額となります。

※保育短時間認定の利用者負担額は、保育標準時間認定の利用者負担額の4分の3の額です。

**申込書の交付・受付の日時と場所**

- 時間：8時30分～17時15分
- 場所：各保育園、幼稚園、幼児園、幼児課

※施設見学を希望する人は、事前に各園へ電話でお問合せください。

※保育の必要性に応じて入園申込みの判断をすることから同一世代では、保育園・幼児園（中・長時部）と幼稚園・幼児園（短時部）との両方に申し込むことはできません。

※現在（平成28年度中）、保育園・幼稚園・幼児園に在園している園児も、申込みが必要です。

※入園基準に該当すると認められない場合や、受け入れ可能人数を超えた場合は、入園できないことがありますので、ご了承ください。



**問 幼児課**

☎ 551-0424 FAX 551-0149  
または各園へ

申込対象園	申込書交付日	申込み受付日
市立幼稚園 市立幼児園（短時部）	9月26日(月)～ 9月30日(金)	10月11日(火)～ 10月14日(金)
市立保育園 法人立保育園 市立幼児園（中・長時部）		10月17日(月)～ 10月21日(金)

介護支援ボランティア制度が始まります。  
ご近所のちょっとした助け合いから始めてみませんか？

# 「栗東市いきいき活動ポイント事業」が10月から開始

## ■どんな制度？

60歳以上の市民（高齢者など）が行う介護支援ボランティア活動に対してポイントが付与され、ポイントに応じてマロンカード加盟店や作業所の買い物券などに交換できる制度です。

## ■目的は？

地域住民主体の通いの場や互助の充実を推進するとともに、社会参加活動を通じた自身の介護予防を推進するため、実施します。

## ■対象のボランティア活動は？

- ・ひとり暮らし高齢者宅などの生活支援（ごみ出し、電球などの交換、布団干し入れ）
- ・地域高齢者サロンやいきいき百歳体操の当日の運営
- ・介護保険施設での活動（利用者話し相手、行事の手伝いなど）

## ■ポイントとは？

1日1か所の活動につき1ポイントが取得できます。1年間ポイントをため、翌年10月に10ポイントを千円分として最大5千円分の買い物券や寄付に交換できます。

## ■ポイントをもらうには？

まず、いきいき活動ポイント事業の説明会（研修会）に参加し、いきいき活動ボランティア登録をすることが必要です。登録の際には、住所氏名、生年月日が記載された公的証明書が必要です。

## ■説明会（事前申込制）

- ・日時：9月29日（木）、11月4日（金）、12月2日（金）10時～11時30分
- ・場所：総合福祉保健センター（なごやかセンター）集会室（安養寺190）

※開催日2日前までに栗東市社会福祉協議会までお申し込みください。各回とも申し込みが定員（150人）に達し次第締め切りますのでご了承ください。



## ■問合せ

長寿福祉課 高齢福祉係

551-1940 FAX 552-9320

## ■説明会申込み先

社会福祉協議会 地域福祉課

554-6105 FAX 554-6106

## 防災関連資機材の寄贈を受けました



8月1日、滋賀県電気工事工業組合より「LED強力ライトセット」30組を防災関連資機材として寄贈いただきました。市では、平時から災害時対応物資などの整備を行っています。今回、寄贈いただいた資機材も、有効に活用させていただきます。

## 9月は同和問題啓発強調月間

「差別はダメ」と教わったのに、「あの土地はダメ」とも言われた。

このスローガンは平成26年度に香川県で制作された同和問題啓発テレビCM・ポスターのキャッチコピーです。

本市でも、入居時または宅地建物の取り引きで、「ここは同和地区ですか」「同和地区内の物件ですか」といった部落差別につながる内容の問い合わせがあります。

これらの背景には、偏見や思い込みなどから、同和地区などを「避けたい」「関りたくない」という忌避意識が根強く残っていることがうかがわれます。このような意識はその土地に住む人びと全体を差別することにつながります。

どこで暮らしているかによって、その人の能力や人柄が決まるなどということとは決してありません。住んでいる土地によって差別され

ることが、どれほど辛く、腹立たしいことであるか、一人ひとりが真剣に考えなければなりません。

自分の権利だけでなく、他者の権利と尊厳についても理解し、互いの人権を尊重し、差別のない明るい社会をつくることが大切です。

市や県では9月を同和問題啓発強調月間と定め、さまざまな啓発活動を行っています。人権について考える機会にしませんか。

## ■「本人通知制度」パネル展

日時：9月1日（木）～30日（金）

場所：庁舎1階ロビー

## ■じんけんセミナー栗東第2回

日時：9月30日（金）19時～

場所：さくら大ホール

講演：菊地幸夫さん「ワーク・ライフ・バランス～仕事も家庭

も一生懸命～」

個人権政策課 同和政策係

551-0108 FAX 554-1123

# なごやかセンターなどへのアクセス道路が変更

なごやかセンターなどを結ぶ新たな道路として、市道名神安養寺側道線が10月3日(月)の10時に開通します。

【開通に伴い、次の交通規制になります】

①市道上鈎上砥山線との交差点に信号機が設置される予定です。

②現在の交差点(名神高速道路の高架下付近)は、「右折禁止」になります。

③大型車両は新しい道路から下戸山方面へ通り抜けはできません。

※路線バスは除きます。



問 道路・河川課 道路・河川係  
551-0119 FAX 552-7000

## 非常災害用井戸に登録ください

災害などの発生により水道が長期間断水となった場合、市は給水活動を行います。トイレ・掃除などの生活用水は、地域の皆さんに無償で提供いただける井戸が重要な役割を果たします。

家庭や企業が所有している井戸がありましたら、非常災害用井戸の登録にご協力ください。

学区	登録数
金勝	16
葉山	11
葉山東	1
治田	4
治田東	1
治田西	1
大宝	4
大宝東	1
大宝西	9
計	48

▶平成28年8月現在の登録状況(うち企業登録2か所あり)



▲登録証(近隣から見える所に掲示をお願いします)

問 上下水道課 浄水係  
551-0134 FAX 554-3866

## 10月1日から、くりちゃんバス「宅屋線」の運行が変わります

「くりちゃんバス」は、皆さんの日常生活における移動手段の確保と地球環境保全や交通渋滞緩和などを目的に平成15年度に運行を開始しました。

運行開始から今日まで、バスの利用状況をはじめとした調査と検証などを継続し、利便性向上と効率の運行の両面から随時、運行を見直してきました。

今後も継続的なコミュニティバスを運営するため、10月1日からダイヤを改正するとともに、路線を一部見直します。

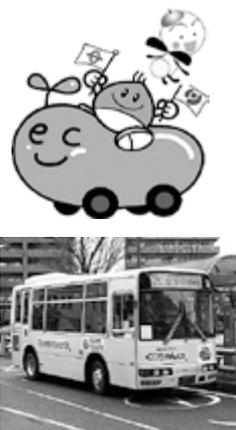
※新しい時刻表は自治会を通じて来月、各戸配布を行います。また、くりちゃんバスのホームページ(<http://kurichan-bus.com/>)にも掲載します。

### 主な改正内容

平成25年10月から「草津・栗東くるっとバス」として草津市と統合運行している宅屋線がより便利になります。済生会病院から高野・辻・出庭地域を経由し、さらに守山駅まで

延長し、3市間を行き来する「草津・栗東・守山くるっとバス」として運行します。

これに伴い、大宝循環線もダイヤを改正します。草津駅・手原線、葉山循環線、治田循環線、金勝循環線は従来との変更はありません。



▼くりちゃんバス乗者数(平成26年10月~27年9月)

大宝循環線	13,489人
宅屋線	10,772人
草津駅・手原線	25,758人
葉山循環線・治田循環線	8,753人
金勝循環線	1,219人
合計	59,991人

<平成27年度くりちゃんバス事業費>  
全路線事業費…4,029万7千円  
(うち、県補助金…174万9千円)

問 交通政策課 交通対策係  
551-0291 FAX 551-0149

# 農業の未来のために、地域で知恵を出し合ひましょう

市の農地面積は毎年減少しています。次世代を担う子どもたちが栗東で育てた米や野菜を食べることで、伝統食や地域の文化を継承していきます。栗東の農業に関心を持ち、市全体で農業を守っていきましょう。

## 栗東農業の抱える課題

市内にある、まとまった農地では、集落営農組織により米・小麦・大豆を栽培しています。

しかし、農作物の価格は低迷しており、利益を上げることが難しくなっています。米を作っても利益が出ないと、魅力がなくなってしまう。



## 魅力ある農業経営のために

生産者は、集落営農を法人化し、経営力を高めましょう。おいしい米や大豆を組織で生産することで、栗東自慢の産業になり、市民皆さんの意識も変わり、新たな就農者が生まれます。

また、市民皆さんも、栗東産の農作物を意識して購入するようにし、栗東の農業を守り、育てていきましょう。

## 国の制度を活用しましょう

人と農地について、地域で話し合うきっかけに、「人・農地プラン」の作成・見直し作業や農地の貸し借りで担い手に農地利用を集積・集約化する「農地中間管理事業」の活用も推進しています。

本年度第2回目の中間管理事業受付は9月26日～11月10日です。



圃農林課 農政係

☎ 551-0124 FAX 551-0148



## 市長からのメッセージ

市民の皆さまへ

## 市制施行15周年を記念して

本市は10月1日に、市になってから15年を迎えます。10月2日には、市民の皆さまと今日までの市の発展を祝うとともに、さらなる飛躍を願い、「栗東市制施行15周年記念式典」を開催します。多くの皆さまのご来場をお待ちしています。

8月5日には、この市制施行15周年を記念して「夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会」を開催しました。本市では、平成2年以降の26年ぶりの開催となりました。早朝からではありませんでしたが、多くの皆さまにご参加いただき、ラジオ体操を通じて栗東の皆さんの元気を全国に届けられたことを大変うれしく思っています。開催にあたり、ご協力いただきました皆さまに改めて感謝申し上げます。

今後ともさまざまな取り組みにより、栗東の元気と魅力を広く発信するよう努め、「いつまでも住み続けたいくなる安心な元気都市栗東」の実現に向けてさらに前進し

てまいりますので、市民の皆さまには、市政へのいっそうのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



▲ラジオ体操で栗東の元気を全国に発信

栗東市長  
野村昌弘



## 子育て情報

### ～就園に向けて～

就園が近づいてくるとできないことが気になり、大人の方が焦ってしまいますが、子どもにいろいろと教えようとする前に、まずは生活リズムを見直してみましょう。

なかなか寝てくれないのは、子どもが大人と同じ夜型の生活を送っているからかもしれません。園が始まれば毎朝決まった時間に登園することになりますが、早寝早起きが身につくには大人も子どもも時間がかかります。普段から子どもには、「〇時はごはんの時間だよ」「〇時にはお布団に入ろうね」など、声をかけながら時間（区切り）を意識できるといいですね。

区切りをつけた生活をしていくと、子どもなりに生活の見通しができます。「～の前には～することや「～の後には～することの意味が分かってくると、入園した時に園の生活の流れも徐々に分かってきます。生活リズムが身についてくると、3歳未満の子どもでも排泄の前にオムツを自分でとってきたり、ごちそうさまをした後に自分のコップをとってきたりして、身のまわりのことを自分でしようとする気持ちも育ってきます。

また、保護者の心構えとして、お子さんが話すことはや要求に耳を傾けるようにしましょう。話している意味を聞いていくのではなく、子どもの思いをくみ取ってあげてください。どんな時もお母さんが聴いてくれることが分かったら、お子さんの心が安定してきます。

他の子と比べたり、「できないと困るよ」と言い聞かせたりすると、かえって入園へのプレッシャーを与えてしまいます。親子の時間を楽しみながら入園を期待して過ごせるように、できることから取り組んでみましょう。



#### 園地域子育て支援センター

- ・大宝東児童館内 ☎ 551-2370 FAX 551-2330
- ・治田西カナリヤ第三保育園内  
☎ 553-3907 FAX 553-3908
- ・金勝児童館内 ☎ 558-3527 FAX 558-3527
- ・治田東児童館内 ☎ 554-6115 FAX 554-6116

### ～催眠商法～

**Q** 「商品の宣伝を聞くだけで無料で商品がもらえる」と知人に誘われ会場に出かけた。販売員の話が楽しく何度か通っていると、2か月の間に布団、磁気治療器、下着など次々に勧められ契約してしまった。自分だけ小部屋に呼ばれて勧誘されたり、「あなただけ」と言われ断りきれずに買ったこともある。購入時は頭金の支払いだけなので、高額だという意識はなかったが、「移転するので残額を払って」と言われ初めて総額500万円以上だと分かった。返品するので返金してほしい。(80代 女性)

**A** 「粗品がもらえる」「販売員の話が楽しい」などの雰囲気にはひかれて、数か月も会場に通い続け、その間に次々と高額な商品を契約させられる催眠商法（SF商法）の相談が寄せられています。長期間通い続けることで販売員との間に親しい関係性が構築され、断りにくい心理に陥ります。販売員の親切は契約させるための手口です。会場に近づかないようにしましょう。

岡生活交通課 消費生活相談窓口

☎ 551-0115 (局番なし188) FAX 551-0149  
滋賀県消費生活センター ☎ 0749-23-0999



## 草津警察署安全伝言板

9月21日～30日 秋の全国交通安全運動

★9月30日(金)は「交通事故死ゼロを目指す日」

<子どもと高齢者の交通事故防止>

- ・運転者は子どもや高齢者を見かけたら、徐行や一時停止を心がけ、安全運転に努める
- ・家庭では、外出時の安全確認について高齢者や子どもに一声かける

<夕暮れ時の交通事故防止>

- ・歩行者は、反射材用品や明るい色の服を着用し、自転車利用者はライトを点灯する
- ・自動車運転者は、薄暗くなったら早めに前照灯を点灯する

※また、全座席のシートベルト・チャイルドシート着用などで交通安全に努めましょう。

問合せ…草津警察署 交通課

☎ 563-0110 FAX 563-0116